

太子町総合公園体育施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 1 日

太子町教育委員会教育長 糸 井 香 代 子

教育委員会規則第 7 号

太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 13 年教育委員会規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 7 条とする。第 5 条（見出しを含む。）中「返還」を「還付」に改め、同条を第 6 条とする。第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。
（使用料の減免）

第 4 条 条例第 11 条の規定による使用料を減免することができる場合及び当該減免の率は、別表に定めるとおりとする。

附則の次に次の表を加える。

別表（第 4 条関係）

減免する場合	減免する率
ア 町及びその所属する機関が主催又は共催する事業のために使用するとき。	100分の100
イ 町立の学校園が使用するとき。	100分の100
ウ 町スポーツ協会が大会等の主催事業に使用する場合で、教育委員会が特に必要と認めるとき。	100分の100
エ 町内のスポーツ少年団に加盟している団体、太子町認定地域クラブが団体で使用するとき又はスポーツクラブ21の会員が使用するとき。	100分の50
オ 町立中学校の部活動が使用するとき。	100分の50

カ 各号に定めるもののほか、町長が特別の事由があると認めるとき。	町長が相当と認める率
----------------------------------	------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以降の使用に係る使用料について適用し、同日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。